

令和 6 年度

吉川つばさ保育園 父母の会 臨時総会資料

書面決議日 令和 6 年 12 月 16 日 (月)

総会次第

議案

- 1 父母の会の在り方について
- 2 会則について

【別紙】 (ご参考) R6 年度以前 主な活動内容

1. 父母の会の在り方について

現行の父母の会での役員選出は“強制選出”であり、共働き家庭やひとり親家庭の保護者様にとって望まずに役員になりご負担に感じておられるケースもあると思います。

この度、現行の父母の会の在り方を見直し、抽選等で強制選出してきたこれまでの父母の会から、**“立候補者のみ”で組織する“有志の父母の会”に形を変えて運営**したく、決議を取らせて頂きます。

もし立候補者がいない場合はその年の活動はありません。

(秋祭りの開催やクリスマス会でのプレゼント、運動会のメダルもありません。)

尚、卒園アルバムがなくなることには抵抗がある方が多数だと想定されますので、卒園対策委員については現状通りひばり組(次年度つばめ組)からの選出で、立候補者がいない場合は抽選とさせていただきます。

下記に主な変更点を記載します。

	変更前	変更後
名称	吉川つばさ保育園 父母の会	吉川つばさ保育園 有志の父母の会
役員選出	立候補者がいない場合は抽選で選出	立候補者のみ ※立候補者が5名未満の場合はその年の活動はなし (卒園対策委員は除く)
役員選出の取纏め	前年度の役員	前年度の役員 ※但し、前年度がゼロの場合は保育園
役員の数・役職	7名 ・会長 1名 (ひばり組) ・副会長 1名 (ひばり組) ・会計 2名 (つばめ組、たんぽぽ組) ・書記 2名 (さくら組) ・会計監査 1名 (すみれ組)	5名以上・クラスは問わず ・会長 1名 ・副会長 1名 ・会計 1～2名 ・書記 1～2名 ・会計監査 1名 ・行事補佐 上記役員以外の立候補者 ※立候補者が5名未満の場合は、その年の活動はなし ※立候補者が7名より多い場合は、立候補者の中から上記役職7名を抽選で決定し、それ以外は行事補佐とする。
役員の役職	役員選出の際に決定する	立候補者内で話し合って決定する
役員の任期	(変更なし) 1年	
活動内容	(変更なし) 役員内で話し合い、活動内容を決定する。	
卒園対策委員	(変更なし) 次年度つばめ組より4名、立候補または抽選にて選出する。	

2. 会則について

以下に有志の父母会の会則（案）を記載します。
青文字が変更前。太文字赤文字が変更後です。

吉川つばさ保育園 有志の父母の会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は吉川つばさ保育園 有志の父母の会と称し、在籍園児の保護者の中から希望者のみで組織する。

（目的）

第2条 本会は、保護者相互の親睦と保育の向上を図る事を目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成する為に、下記の行事活動を行う。

1. 吉川つばさ保育園 有志の父母の会の役員会及び総会の開催
2. 保育に関する研究・懇談
3. 保育園と協力して、親睦を図る
4. 各種行事の開催とそれに伴う協力および援助
5. そのほか必要な活動

（役員）

第4条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	（ひばり組より1名。但し、立候補があればこれに限らない）
副会長	1名	（ひばり組より1名）
会計	1～2名	（つばめ組より1名・たんぽぽ組より1名）
書記	1～2名	（さくら組より2名） 、
会計監査	1名	（すみれ組より1名）
行事補佐	上記役員以外の立候補者	

卒園対策委員 つばめ組 4名

上記を役員会本部として置く。

どの役員になるかについては新役員立候補者内で話し合い決定するものとする。

（役員の任期）

第5条 役員の任期は1年とする。また、再任は妨げない。

（会長の任務）

第6条

1. 会長は、本会を代表し、議長となる。副会長は、会長を補佐し、これを代理する。
2. 会長は話し合いを持たなければならない場合、臨時総会を開くことができる。

（会議）

第7条 本会の会議は、総会及び役員会の2種とする。

(活動費)

第8条 本会の活動費は、会費を持ってこれに充てる。

1. 本会の会費は、園児1人につき、**月額300円**とする。
2. 途中入園、退園の場合は、徴収、返金する。
なお、15日以上在籍した場合は、1ヶ月分の会費とする
3. **任意参加イベントについては参加者から個別に参加費という形で徴収する。**
4. **次年度の新役員への立候補者がいなかった場合、余剰繰越金は園に寄付するものとする。**

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、当該年度の4月1日から翌年3月31日とする。

(会則の変更)

第10条 本会の会則の変更は、総会にて行う。

(役員選出)

第11条 本会の次年度新役員選出は2月末までに行い、4月1日より新役員での活動とする。

1. 役員の選出は立候補制とする。~~立候補者が複数の場合は抽選とする。~~
- ~~2. 立候補者の申出がない場合、在園児一人に対して役員未経験者の中より抽選するものとする。
但し、兄弟姉妹が在園している場合は一番年齢が高い園児のクラスでの抽選とする。~~
- ~~3. 但し、2年連続となる場合は要相談とする。~~
2. **有志の父母の会の新役員への立候補者が5名未満の場合は、次年度の活動はなしとする。**
3. **立候補者が7名より多いの場合は、立候補者の中から役員7名を抽選で決定し、その7名以外は行事補佐とする。**
4. **卒園対策委員への立候補者の申出が4名に達しない場合は、残りを現ひばり組（次年度つばめ組）の中から抽選で決定するものとする。**
5. **前年度の有志の父母の会役員が不在だった場合、新役員募集は保育園側にて募集するものとする。**

(附則)

1. 本会則は平成19年6月1日から施行する。
2. 本会則は平成22年4月1日より、一部改正し、平成22年5月13日より運用する。
3. 本会則は平成23年4月1日より、一部改正し、平成23年5月13日より運用する。
4. 本会則は平成24年4月1日より、一部改正し、平成24年5月25日より運用する。
5. 本会則は平成25年4月1日より、一部改正し、平成25年5月24日より運用する。
6. 本会則は平成26年4月1日より、一部改正し、平成26年5月23日より運用する。
7. 本会則は平成29年4月1日より、一部改正し、平成29年5月12日より運用する。
8. 本会則は平成30年4月1日より、一部改正し、平成30年5月11日より運用する。
9. 本会則は令和4年4月1日より、一部改正し、令和4年6月27日より運用する。
10. 本会則は令和5年4月1日より、一部改正し、令和5年5月15日より運用する。
11. 本会則は令和6年4月1日より、一部改正し、令和6年7月1日より運用する。
12. **本会則は令和7年1月1日より、一部改正し、令和7年4月1日より運用する。**
※但し、R7年度の新役員選出については即時運用開始とする。

【別紙】（ご参考）R6 年度以前 主な活動内容

本部役員の活動内容	活動内容詳細
父母の会総会	今年度に実施するイベント、予算を決定し、総会資料を作成する。
会費の集金、管理	総会決議で決まった予算を集金し、管理する。
秋祭りの開催	秋祭りは父母の会主催。 ①実施する内容決め ②秋祭りで出店するゲーム・景品・花火の準備 ③保育園側にお神輿、盆踊りの実施の依頼 ④当日の会場設営 ⑤当日の秋祭りの進行（ゲーム店・花火） ※R6 年度の秋祭りはゲーム店を無しにし、プレゼントの配布と花火を実施
運動会のプレゼント	園児に贈るメダルを作成し、保育園に提出する。
クリスマス会のプレゼント	全園児に贈るプレゼントの準備と配布 ①園児に贈るプレゼント決め。手配。 ②サンタクロース役を決め、プレゼントを配布する。
次年度役員選出	
進級祝い	全園児に贈るプレゼントの準備と配布 ※R6 年度はプレゼント無し

	役職	人数(名)	役割
本部役員	会長	1	まとめ役・園との連絡係、活動内容・書類のチェック等
	副会長	1	会長や役員の補佐等
	会計	2	会費管理、会計報告書作成、会計帳簿の記録等
	書記	2	議事録作成および役員へ内容の周知、総会・配布資料作成、各種書類作成
	会計監査	1	会計報告書の監査等
卒園対策委員		4	卒園アルバム制作、卒園遠足・謝恩会の企画・運営、会費の集金・管理等